

NEWS LETTER Vol.16

4

2015

新年度となりました。
新入社員の方の手続きなど、お困りの点がありましたら、いつでもご相談ください。

掲載内容に関してご不明点があれば、お気軽にお問い合わせください。

相続パンフレットを作成しました！
ご興味のある方は、お申し付けください。
現在**相続税無料シミュレーション**中！

■統計でみる

『法人／個人別・産業別 中小企業の活動状況と経営指標の状況は』

- 【第4期徳島元気塾】『生存対策・・・コスト削減と欠損対策 ～ そのための計数知識 ～ 』
- 【人事労務講座】『雇入れ時の健康診断は必要ですか？ 』
- お仕事備忘録
- お仕事カレンダー
- 4月開催セミナー

株式会社マネジメント・スタッフ

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
川人行政書士事務所
株式会社徳島経理代行センター
有限会社エムエスサービス

【本社・徳島事務所】 徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

【吉野川事務所】 吉野川市鴨島町喜来字宮北485-1
TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187

ホームページ <http://www.m-staff.com>
メールアドレス ms@m-staff.com

法人/個人別・産業別

中小企業の活動状況と経営指標の状況は

統計でみる

昨年6月に、中小企業の経営動向を示す『中小企業実態基本調査』が公表されています。

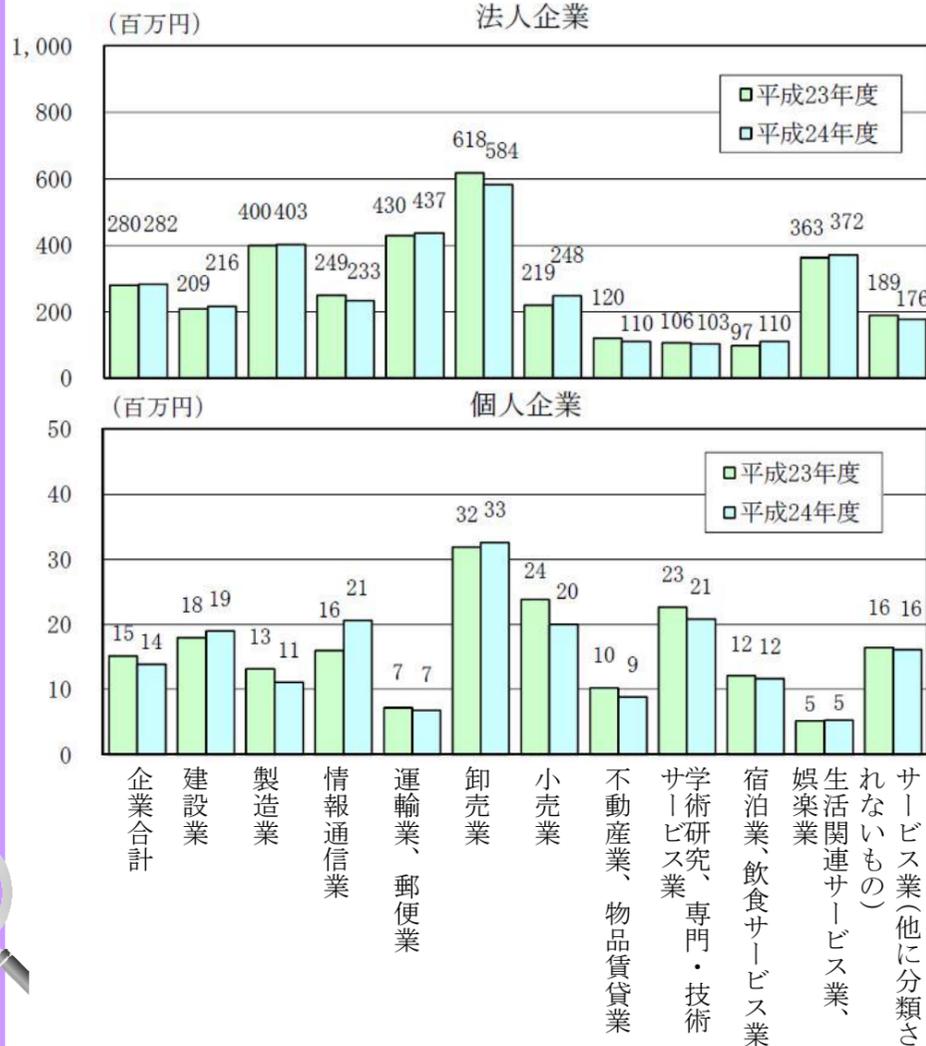
NEWS LETTER 3月号でここ1年の中小企業の売上高等の変化を掲載しましたが、今月号では、『中小企業実態基本調査』からより具体的な法人/個人別の中小企業の売上高や経費の数値、そして経営指標の動向をみていきましょう。

売上高 ▶ 法人は2億8,184万円、個人は1,383万円

平成24年度における1企業(法人・個人含む全体)当たりの売上高は1億3,869億円で前年度と比較して1.1%増加する結果となりました。このうち、法人企業の1企業当たり売上高は2億8,184億円、個人企業の1企業当たり売上高は1,383万円でした。

法人・個人企業別、産業別の売上高の状況は、下の【図1】のとおりです。

【図1】法人・個人企業別の1企業当たりの売上高(産業別)



1企業当たりの売上高の変化を産業別にみると、売上高が減少しているのは5産業で、**不動産業、物品賃貸業**(前年度比▲8.3%減)、**サービス業(他に分類されないもの)**(同▲6.8%減)、**情報通信業**(同▲6.1%減)、**卸売業**(同▲5.5%減)、**学術研究、専門・技術サービス業**(同▲4.3%減)でした。

一方、売上高が増加しているのは6産業で、**小売業**(同10.0%増)、**宿泊業、飲食サービス業**(同9.6%増)、**建設業**(同4.2%増)などとなりました。

(注) 上記カッコ内の%は法人・個人全体のため、左の【図1】と一致しない。

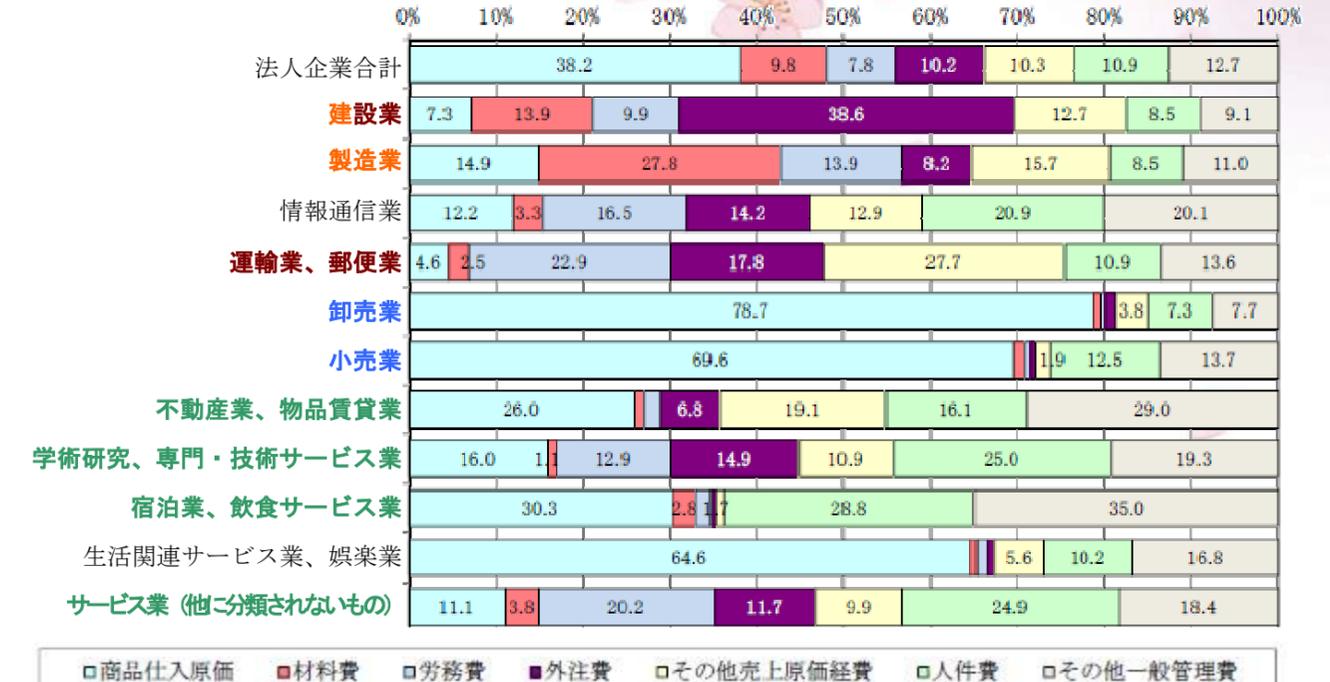
営業費用 ▶ (法人) 1企業当たり2億7,586万円

法人企業1企業当たりの営業費用は、2億7,586万円であり、産業別にみると、**卸売業**が5億7,691万円でもっとも高い結果となりました。

営業費用の内訳を産業別にみると、**商品仕入原価比率**が高いのは、**卸売業**(78.7%)、**小売業**(69.6%)、**材料費比率**が高いのは**製造業**(27.8%)、**建設業**(13.9%)、**外注費比率**は**建設業**(38.6%)、**運輸業、郵便業**(17.8%)で高い結果となりました。

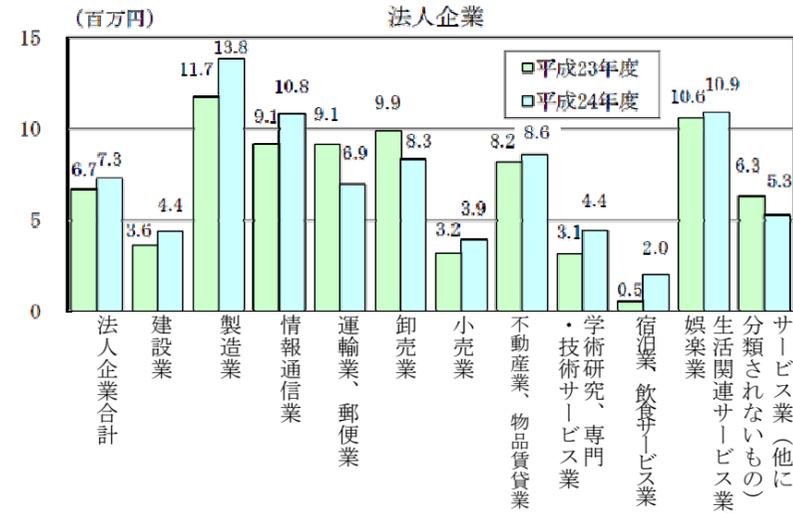
販売費及び一般管理費の比率は、**宿泊業、飲食サービス業**(63.7%)、**不動産業、物品賃貸業**(45.1%)、**学術研究、専門・技術サービス業**(44.3%)、**サービス業(他に分類されないもの)**(43.3%)の順に高くなりました。【図2】

【図2】法人企業の営業費用の内訳(産業別)



収益 ▶ (法人) 8産業で増加/平均727万円

【図3】法人企業の1企業当たりの経常利益(産業別)



経常利益は、法人企業は1企業当たり727万円で、前年度の667万円より9.1%増加しています。

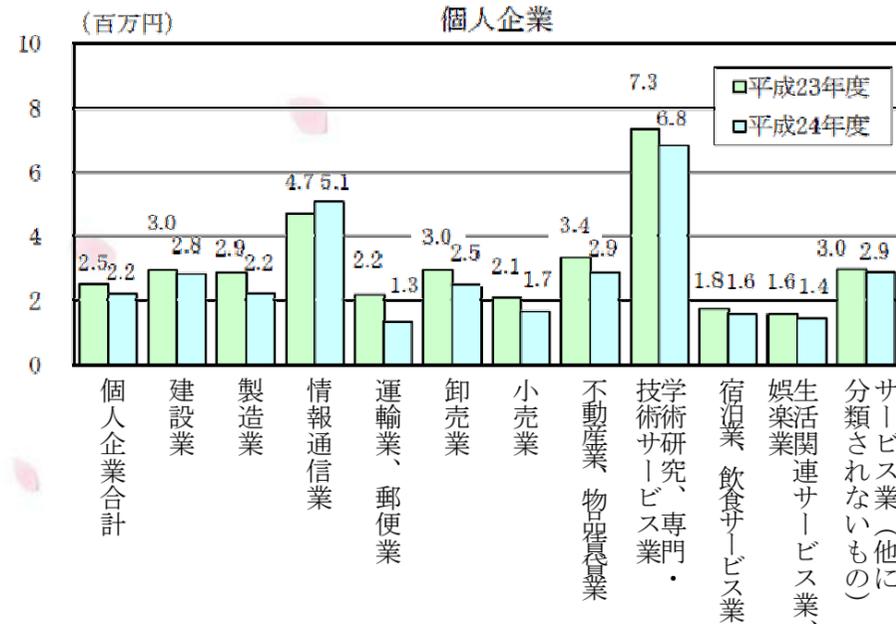
産業別にみると、運輸業、郵便業(前年度比▲23.7%減)、サービス業(他に分類されないもの)(同▲16.4%減)、卸売業(同▲16.0%減)を除く全ての産業で増加しています。

【図3】

収益 (個人) 情報通信業以外軒並み減/平均219万円

いっぽう、個人企業では219万円で、前年度の250万円より▲12.3%減少しています。1企業当たりの経常利益が増加しているのは情報通信業(前年度比7.1%増)のみで、運輸業、郵便業(同▲37.6%減)、製造業(同▲23.4%減)、小売業(同▲19.9%減)、卸売業(同▲16.0%減)など10産業で減少しています。【図4】

【図4】個人企業の1企業当たりの経常利益(産業別)



(注) 個人企業の経常利益について、個人企業の事業専従者(家族従業員)の給与は、人件費に含まない。したがって、個人企業の経常利益は事業専従者の給与を控除する前の金額となり、このため、個人企業の経常利益は法人企業に比べ相対的に大きくなる。

経営指標 (法人) 経営効率 利益水準 総資本活用 安定性

平成24年度の中小企業(法人企業)の経営指標をみると、**経営効率を示す指標である自己資本当期純利益率(ROE)は8.58%**で、前年度より**1.80ポイント**高くなっています。【図5】従業員数5人以下の企業では-2%未満の割合となる企業がもっとも多くなりました。

企業の経常的な**利益水準**を示す**売上高経常利益率は2.58%**で、前年度より**0.20ポイント**高くなっています。【図6】

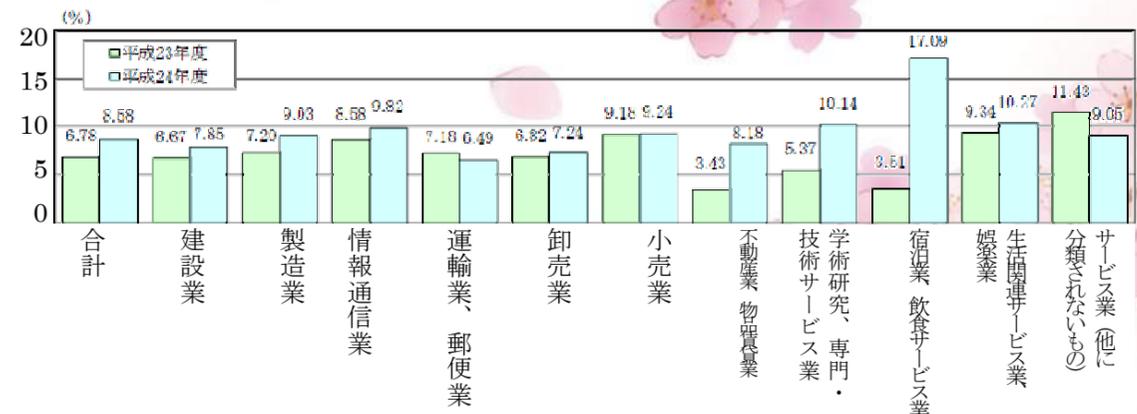
従業員数5人以下の企業では-4%未満の割合となる企業がもっとも多く、次いで6%以上の割合となる企業が多くなり、従業員6人以上の企業では、0%以上2%未満の割合となる企業がもっとも多くなりました。

総資本が**効率的に活用**されているかを示す**総資本回転率は、1.12回**で前年度より**▲0.04回**低くなっています。【図7】

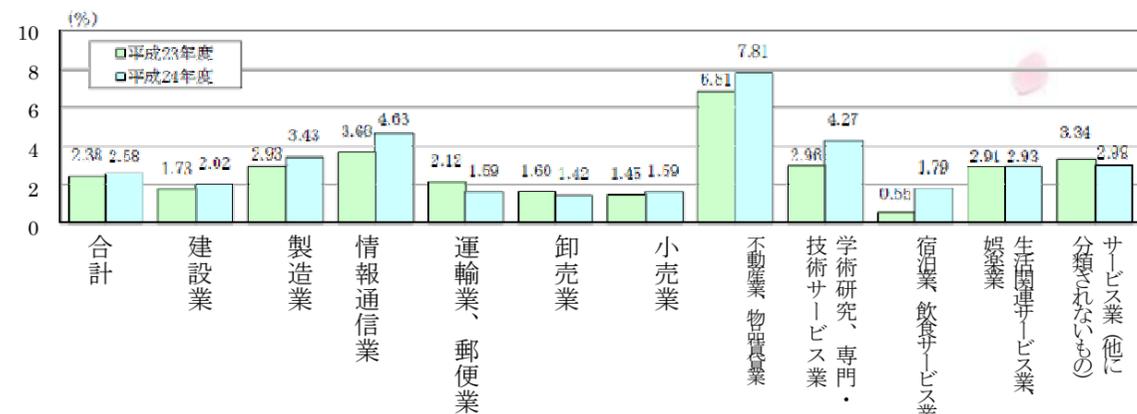
全産業の従業員数5人以下の企業では0.8回未満の企業がもっとも多く、従業員数6~20人と同21~50人の企業では2.8回以上が、従業員数51人以上の企業では0.8回以上1.2回未満がもっとも多くなりました。

財務の**安定性**を示す指標である**自己資本比率は29.08%**で前年度より**▲2.97ポイント**低くなっており【図8】、従業員数51人以上の企業では65%以上がもっとも多いですが、その他の従業員規模では5%未満の企業がもっとも多くなりました。

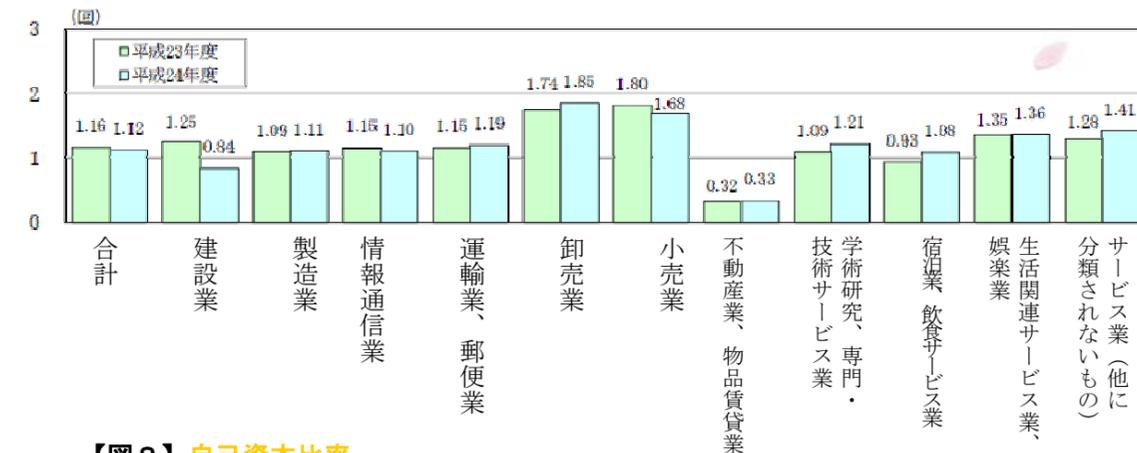
【図5】自己資本当期純利益率(ROE)



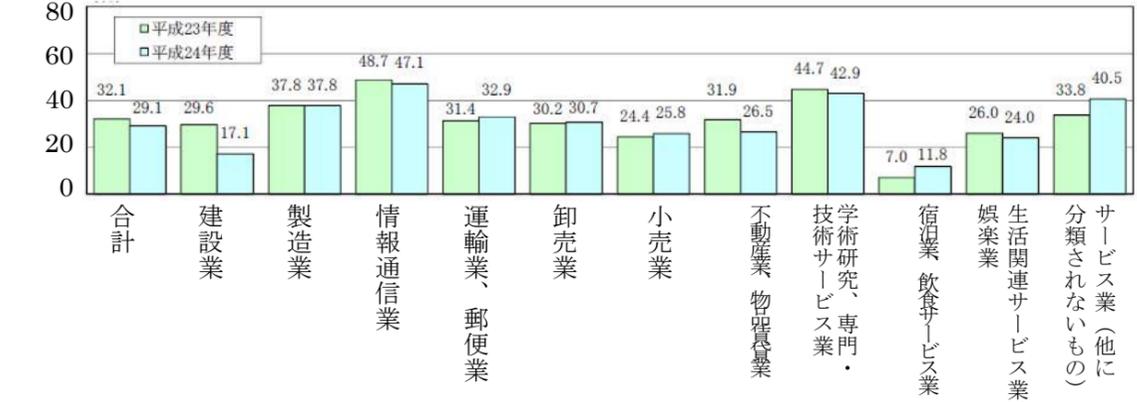
【図6】売上高経常利益率



【図7】総資本回転率



【図8】自己資本比率



ROEとは

当期純利益 ÷ 純資産 × 100

当期純利益を自己資本で除したもので、自己資本がどれだけ効率的に使われているかを見るもので、これが高いほど収益力が高い。

売上高経常利益率とは

経常利益 ÷ 売上高 × 100

経常利益が、売上高に対して何%かを示す。つまり、当期はどれだけもうかったのかをみる指標。数値が高いほど業績が良い。

総資本回転率とは

売上高 ÷ 総資本(純資産)

投下された資本が、1年間の売上高によって何回回収されたかを示す指標。回転率が高いほど、資本が効率的に運用されている。

自己資本比率とは

純資産 ÷ 総資産 × 100

総資本に対する自己資本の割合。比率が大きいほどその企業が財務的に安定している。

法人/個人別・産業別
中小企業の活動状況と経営指標の状況は



徳島元気塾講師

井崎 貴富
PROFILE

◆1972年 三菱系商社に入社。5年後同社退職。大分県へUターン。

◆多くのチェーンストア、経営者に影響を与えた、日本リテイリングセンター渥美俊一氏の率いるベガサスクラブにて、10年間にわたって各種セミナーを受講し、徹底的に経営の原理原則を学び続ける。その間、経営に携わった地元企業で業態転換を推進し、約8年間で100倍の規模へ導く。10年後、同社退職。(現在、当該企業は380億円に成長中)

◆1986年 中小企業の経営コンサルティング活動を開始。

同時に、再開発コーディネーターとして国・県の都市開発に従事。

◆その後、中京、東京を中心に、アメリカ、アルゼンチン、その他多くのコンサルティング活動に従事。

◆2001年 地方中小企業の成長推進のための経営セミナー(『元気塾』および『革真塾』)を開始。

第4期徳島元気塾
SCHEDULE

- 4/10 競争による衰退トレンド「業種」から「業態」へ
- 5/15 立地(販売エリア)の選定とその原則
- 6/12 営業政策並びに「営業」「広告」「告知」の原則
- 7/10 「組織」とは…組織作りの手順と社内体制の作り方
- 9/11 「採用」「教育、訓練」そして「評価」と「給与」体系の作り方
- 10/9 資金づくりの「原則」と「財務活動」の手順

※各日とも18:00-20:45

生存の条件

条件① 荒利益高 \geq 経費
条件② キャッシュフロー \geq 借入金返済

つまり、稼いだ荒利益高が使った経費を上回っていること、そして、残ったキャッシュフローが借入金の返済額を上回っていること。

とても単純ですが、この2つを達成している限り、どんな会社でも、生存していくことが可能です。

生存の条件の作り方

多くの経営者の方は、この生存の条件を達成するために、「売上拡大」や「仕入の削減」から入ろうとします。

確かに、この2つは、企業が生存していくためには、とても重要なことです。

ですが、以前の話を思い出してください、売上とは「お客さまが買い上げた金額の合計額」のことです。つまり、売上とは、お客さま(他人)に依存する指標です。

また、仕入についても同様です。売上に比べて自力で変化させることはできますが、それでも仕入先の協力などがなければなかなか削減できるものではありません。

ですから、結果として、**生存条件の作り方は、我社の「コスト削減」から始めるしかないのです。**

では、「コスト削減」とは何をすることですか？

皆さんの会社で「コスト」が発生することはどんなことでしょうか？

例えば、電話をかけたり、商品の荷造りをしたりすることで費用が発生しますよね。

つまり、**コストとは「我社の経営に関する作業にかかる費用」**のことなのです。

ですから、**コスト削減とは、「作業の削減」**です。

作業を削減するために、

- ① 作業をやめられないか？
- ② まとめられないか？
- ③ 回数を減らせられないか？
- ④ 一度にできないか？
- ⑤ アウトソーシングできないか？
- ⑥ お客さまにやってもらえないか？

以上の手順で、重要で影響力の大きい作業から検討してみましょう。

シリーズ
連載成長と生存のための経営セミナー
第4期徳島元気塾

毎月第2金曜日開催中

今期で第4期を迎えた経営の原理原則をお伝えする経営セミナー「徳島元気塾」徳島で100社を超える企業が学んできたこのセミナー内容の概略をレポートします！

「経営」の意味とは

みなさん「経営」って何だと思いませんか？

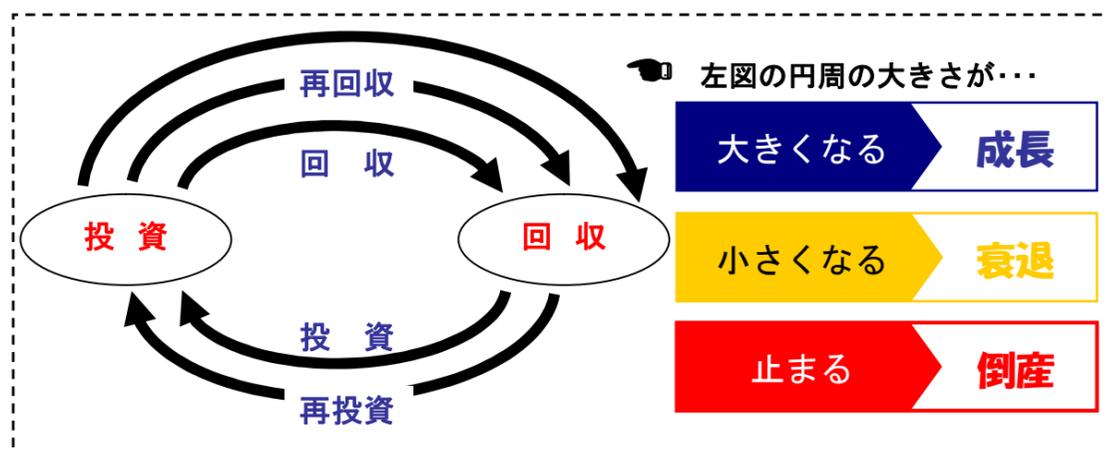
元気塾では、「経営」とは「**継続した投資・回収の仕組みと活動のこと**」と用語を統一しています。

まず、「投資」とは、例えば飲食店をやると決めたら、建物を選んだり、お皿を買ったり、食材を仕入したりすることを意味します。

また、「回収」とはお客さまに料理を提供して、代金を頂いたことを指します。

そして、頂いた代金を、次の仕入や次回の出店費用にあてることを「再投資」といいます。

この「投資⇒回収⇒再投資」のサイクルがどんどん大きくなっていくことを「成長」といい、小さくなることを「衰退」、止まってしまうことを「倒産」と言います。



生存の条件は何か

それでは、このサイクルが永遠に続いていく、つまり、企業が生存をしていくためには、どんな条件が必要でしょうか？

その条件は、とても単純で、2つしかありません。

「生存対策…コスト削減と欠損対策」

そのための計数知識

徳島元気塾
THE
REPORT

参加者100名
超の人気セミナー「徳島元気塾」の様子をお届けします！



『人事労務講座』

雇入れ時の健康診断は必要ですか？

～ 費用は会社持ち？従業員持ち？ ～



近年、従業員の過重労働による健康障害が増加し、「過労死」や「メンタル不全」という大きな社会問題となっています。職場への健康管理への関心が非常に高まっている状況ですね。
労働安全衛生法という法律では、会社に対し、従業員への健康診断を義務付けています。
今回は、会社が実施しなければならない重要項目の一つ、健康診断について、確認していきましょう。

健康診断は義務？

労働安全衛生法で、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない」とされています。

従業員数や会社規模に関わらず、**人を1人でも雇用している会社は、従業員に健康診断を受けさせる義務が発生**します。

また、この法律は、会社だけでなく、従業員に対しても、健康診断を受けるべき義務を課しています。**従業員は、正当な理由のない限り、健康診断を拒否できません。**ときどき、受けたがらない方がいますが、それは法違反だと認識してください。

いつまでに？

■従業員を**雇い入れた時に実施**します。
(雇入れ時健康診断)

■1年以内ごとに**1回、定期的**に実施します。
(定期健康診断)

■**有害業務や深夜業**に就く従業員については、**6ヶ月以内ごとに1回**となっています。
(特定業務従事者健康診断)

実施内容は？

健康診断の実施内容は、原則、次の11項目ですが、「医師が必要でないと認める」ときに**省略できる項目もあります。**

「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。

したがって、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

【健康診断の実施内容】

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- ⑦ 貧血検査
- ⑧ 肝機能検査 (GOT, GPT, γ-GTP)
- ⑨ 血中脂質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)
- ⑩ 血糖検査
- ⑪ 心電図検査

費用負担は誰がする？

法律で会社へ実施が義務付けされているため、健康診断の費用については、**会社が負担**することとされています。

従業員が決めた医療機関でもいい？

OKです。ただし、健康診断結果の書面を、必ず**会社に提出**してもらってください。

パート・アルバイトは？

常勤職員は全員、受診の対象です。

勤務時間が短いパート・アルバイトの場合は、**以下の要件のいずれにも該当**する場合には、受診の対象となります。もちろん、該当しない場合でも、受診していただくことが望ましいのは言うまでもありません。

- ① 期間の定めのない者、契約期間が1年以上である者、すでに1年以上引き続き雇用されている者
- ② 1週間の所定労働時間が、通常の労働者の4分の3以上である者

健診結果に異常があった場合

異常の所見が認められた場合、会社は、医師からの意見聴取を実施し、必要に応じて、就業場所や作業内容の変更、その他の適切な措置を講じなくてはなりません。

健診結果は5年間保管

健康診断個人票を作成して、**5年間会社にて保管**することとされています。

なお、**50人以上の事業者は、労働基準監督署に結果を報告**しなければなりません。

様式が必要な場合は、当社でもご用意できますので、お申し付けください。(☎ 088-631-8119)

社会保険労務士法人 アクシス



代表社員
社会保険労務士 榎葉 稔

従業員が仕事に専念できるのは、からだ健康であればこそです。

会社の健康診断を受けることで、健康に不安がある箇所を確認したり、病院で治療を受けるきっかけにもつながります。

法律で義務だからということだけではなく、会社・従業員双方にとってプラスになるんだと認識して、健康診断を上手に活用したいですね。

社労士は、「ヒト」に関する専門家です

こんな問題を解決します

- * 会社のルール(就業規則)をきちんと作りたい
- * 年金を効率よくもらうため、ベストな給与額を知りたい
- * 従業員の給与、労働時間を見直したい
- * もらえる助成金がないか情報を知りたい
- * 法律を遵守した労務管理をしたい

公益財団法人とくしま産業振興機構や未来の企業応援サイト★ミラサポの派遣専門家としても活動しています



4月開催セミナー

徳島元気塾

4/10 (金) 18:00~20:45 『第4期徳島元気塾』本講座
「競争による衰退トレンド『業種』から『業態』へ」

企業の成長と生存のための 経営セミナー

経営本来の原点に戻り、あらゆる角度から経営の「原理原則」を解説します。

< 今後のスケジュール >

- ◇ 5/15 (金) 立地(販売エリア)の選定とその原則
 - ◇ 6/12 (金) 営業政策並びに「営業」「広告」「告知」の原則
 - ◇ 7/10 (金) 「組織」とは…組織作りの手順と社内体制の作り方
- * 日程等は変更になる場合があります。

人事労務

4/10 (金) 11:00~12:00 「残業対策セミナー」

就業規則は万全ですか？

労働基準監督署の調査で指摘の多い「労働時間」「割増賃金」について、事業所がとるべき対策をお伝えします。

< 今後のスケジュール >

- ◇ 5/15 (金) 助成金対策セミナー
 - ◇ 6/19 (金) 新設法人のための労務管理セミナー
 - ◇ 8/14 (金) トラブルを未然に防ぐ就業規則セミナー
- * 日程等は変更になる場合があります。

交流

4/23 (木) 19:00~21:00 「経営研究会」

業種を超えた交流

経営者の皆さまにご参加いただいて業種の壁を超えて交流、意見交換を行います。

< 今後のスケジュール >

- ◇ 5/28 (木)
 - ◇ 6/25 (木)
 - ◇ 7/23 (木)
- * 日程等は変更になる場合があります。

無料

人事労務相談会

就業規則のご相談や、社会保険に関する事など、人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が広くお答えします。

- 開催日時：毎月第1・3金曜日
- 備考：事前にご予約ください。

無料

年金相談会

年金裁定請求書の書き方、障害年金の請求手続きの方法や、年金額のシミュレーションなど、年金給付に関するあらゆる疑問にお答えします。

- 開催日時：毎月第2・4金曜日
- 備考：事前にご予約ください。

FAX(088-632-6543)/メール(ms@m-staff.com)にてお申込みください

参加セミナー等 番号	セミナー番号①	4/10 「第4期 徳島元気塾」
	セミナー番号②	4/10 「残業対策セミナー」
	セミナー番号③	4/23 「経営研究会」
	無料相談会④	無料 「人事労務相談会」 / 「年金相談会」
貴社名	御役職 御芳名	(相談会のお申込みをされるお客さまは、ご希望の日時・時間をご記入ください。)
TEL	相談会 希望日時	
FAX		
所在地	(当社のお客さまは、ご記入不要です)	

